

特別警報及び暴風警報・暴風雪警報発表時における 臨時休業などについてのお知らせ

日頃から、本校の教育活動について、ご理解とご協力をいただきありがとうございます。

さて、川崎市では「暴風警報」及び「暴風雪警報」(以下「暴風警報」)が発表されたときの生徒の安全確保についての対応につきましては、次の通りとなっております。また、警報の基準をはるかに超える豪雨等が予想され、重大な災害の危険性が著しく高まっている場合に発表される「特別警報」につきましても、同様の対応といたします。

内容をご確認いただき、趣旨についてご理解くださいますようお願い申し上げます。このことにつきまして、ご不明の点がございましたら、遠慮なく担任等にご確認下さい。

1. 神奈川県内に「特別警報」及び「暴風警報」が発表されたら「臨時休業」です。

神奈川県の全域、または川崎市に限らず県内の一部に「特別警報」及び「暴風警報」が午前6時の時点で発表された場合、あるいは発表が継続している場合は、生徒の安全確保のため、当日1日を臨時休業とします。

また、午前6時の時点で、神奈川県のいずれの市町村等の「特別警報」「暴風警報」が解除されていた場合でも、市内の全駅を含む区間で市内鉄道会社全社(JR 東日本、京浜急行電鉄、東急電鉄、小田急電鉄、京王電鉄)が計画運休と実施している場合も、当日を臨時休業とします。この場合、当日の朝7時までにミマモルメ(情報配信システム)でお知らせをする予定です。

生徒の登校時刻までに「特別警報」及び「暴風警報」が発表された場合も同じです。

なお、当日が修学旅行や職場体験などの学校外での行事にあたった場合は、改めてご連絡します。

2. その他の警報は、「臨時休業」ではありません。

「暴風警報」以外の警報(「大雪警報」「大雨警報」「洪水警報」等)が発表された場合については、「臨時休業」ではありません。ご家庭で判断をしていただき、『安全上問題がある場合』は遅刻・欠席をさせていただきます。その際、学校への電話連絡をお願いします。

ただし、学校が『安全上問題があるので、登校を見合わせてほしい』と判断した場合には、ミマモルメ(情報配信システム)にてお知らせいたします。

3. 登校後に「特別警報」や「暴風警報」が発表されたときには、下校を早めることもあります。

生徒の登校後「特別警報」及び「暴風警報」が発表された場合または発表が確実になった場合については、授業時間を繰り上げ、安全なうちに生徒を下校させます。ただし、下校する時間が暴風のピークなどと重なるおそれのあるときは、生徒を学校で待機させるなどの安全措置を講じることがあります。

また、「特別警報」及び「暴風警報」以外の警報が出た場合、授業時間を繰り上げて途中で下校させるかどうかについては、学校が判断します。この場合もミマモルメ(情報配信システム)にてお知らせいたします。

4. 休業日の部活動等で「特別警報」及び「暴風警報」が発表されたら、「活動休止」です。

休業日の部活動等でも「特別警報」及び「暴風警報」が発表された場合は「活動休止」です。午前中に「特別警報」及び「暴風警報」が解除され、その後活動できると判断した場合は顧問から連絡いたします。